

ID: 3025

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	指定証の訂正及び交付		
法令名 根拠条項	母体保護法施行令 第3条		
法令番号	昭和24年政令第16号		
<p>【基準】</p> <p>政令第3条の規定による。</p> <p>第3条 都道府県知事は、指定証の記載事項に変更を生じた被指定者から指定証の訂正の申請があつたときは、指定証を訂正して交付しなければならない。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 22 年 3 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日